

平成 31 年 4 月 20 日

答申第 5 号

甲良町教育委員会教育長 松田 嘉一様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 高橋 進

答申

平成 31 年 3 月 28 日付の諮問について、以下のような結論に至ったので、答申します。

### 1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町教育委員会教育長（以下、「実施機関」という）が、平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」において、文部科学省より緊急対策として、業務の役割分担・適正化、学校計画および組織運営の見直し等に必要な措置を講ずることとの通達を受けて、校務支援システムを導入することに伴い、生徒情報および保護者情報をシステム会社に提供することは、甲良町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号、以下「条例」という）第 13 条第 1 項第 7 号に規定する「公益上の必要」に該当すると認める。したがって、実施機関がこれを行うことは妥当であると判断する。

### 2 諮問内容

実施機関は、平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」において、文部科学省より緊急対策として、業務の役割分担・適正化、学校計画および組織運営の見直し等に必要な措置を講ずることとの通達を受けた。そこにおいて、取り組むべき対策の一つとして、総合型校務支援システム等の ICT の活用推進が掲げられており、実施機関は同システムを導入することにより、学校における業務改善に取り組むとしている。そのために、(1) 生徒情報 (①住所 ②氏名 ③性別 ④生年月日 ⑤出欠席簿 ⑥成績（通知表） ⑦生徒カルテ（よいとこみつけ）および (2) 保護者情報 (①住所 ②氏名（フリガナ含む）をシステム会社に提供し、インターネット回線を通じて各学校とデータセンターを接続することについて、条例第 13 条第 1 項第 7 号に規定に則り、審査会に諮問を行った。

### 3 審査会の判断

#### (1) 基本的な考え方

条例第 13 条は、個人情報保護という目的のために、保有個人情報の取扱事務の目的外使用および他機関への提供に関して制限している。しかし、同条第 1 項第 7 号で「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」は、この制限の例外とすると規定している。

審査会は、条例の基本理念と目的を尊重し、厳格に解釈して、以下のように判断する。

(2) 条例第 13 条第 1 項第 7 号の該当について

審査会は実施機関からの説明を聴き、今回のシステムの導入と情報提供について検討した結果、ICT を活用した同システムが学校現場の業務の改善と効率化、生徒指導の緻密化に資するという理由から、条例第 13 条第 1 項第 7 号の「公益上の必要」に該当すると判断し、上記のシステムの導入に伴う情報提供を行うことを認める。

なお、条例第 13 条第 2 項「前項ただし書の規定により保有個人情報を利用し、または提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない」との規定を遵守し、その取り扱いに十全の注意を払う必要がある。

4 以上の理由から、主文「1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のとおり答申する。

なお、システム導入に伴う個人情報の管理のより詳細な方法について、次回の審査会で実施機関が追加的説明を行うこととなった。

5 審査会の経過

審査会の経過は、別紙 1 「審査会の審議経過」のとおりである。

別紙 1

1 審査会の審議経過

平成 31 年 3 月 28 日	諮問を受ける
平成 31 年 3 月 28 日	審議
平成 31 年 4 月 20 日	答申(平成 30 年度答申第 5 号)

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	上野 初子
委員	藤居 桂三
委員	松原 歌子